

三郷市まちづくり委員会会議公開規程

(趣旨)

第1条 三郷市まちづくり委員会（以下「委員会」という）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長が次のいずれかに該当すると認められる事項を審議する場合は、この限りでない。

- (1) 三郷市情報公開条例（平成11年条例第15号）第7条第1号から第8号までに規定する非公開情報に該当すると認められる事項
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる事項

(傍聴の手続等)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、三郷市まちづくり委員会傍聴申請書（別記様式）により申請し、委員長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請は、会議の開催5分前までに提出しなければならない。
- 3 委員長は、傍聴席が満員となったとき又は会議の秩序を守るために必要と認めるときは傍聴を制限することができる。

(傍聴人の範囲及び定員)

第4条 傍聴することができる者は、三郷市民及び審議事項に利害関係を有する者とする。

- 2 傍聴人の定員は、原則5名とする。
- 3 傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により決定する。
- 4 委員長は、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者の傍聴を許可しないことができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 議事を妨害するような行為はしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙等をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画又は録音をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) その他会議の支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置等)

第6条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その

命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、委員会において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(会議の周知)

第7条 委員長は、会議開催の1週間前までに、会議の名称、審議事項、日時、場所、その他必要な事項を公表するものとする。

附 則

この規程は、令和7年2月21日から施行する。

傍 聴 申 請 書

三郷市まちづくり委員会委員長 様

第 回三郷市まちづくり委員会を傍聴したく、以下のとおり申請します。

なお、傍聴にあたっては、傍聴人の遵守事項を遵守することを誓います。

記

住 所 _____

氏 名 _____ 受付番号 _____ 番

傍 聴 証

受付番号 _____ 番 _____ 様

※ 傍聴人の遵守事項が裏面にあります。

また、入退出の際はこの傍聴証を、係員にご呈示ください。

なお、記入していただいた個人情報につきましては、三郷市まちづくり
委員会の傍聴事務での利用に限定いたします。

三郷市まちづくり委員会委員長

傍 聴 人 の 遵 守 事 項

傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 議事を妨害するような行為はしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙等をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画又は録音をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) その他会議の支障となる行為をしないこと。